

社会福祉法人網走福祉協会 養護老人ホームふれあい館
特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護
運 営 規 程

第 1 章 施設の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人網走福祉協会が設置運営する養護老人ホームふれあい館(以下「施設」という。)が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、職員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 特定施設入居者生活介護の提供に当たって施設は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。

2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって施設は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ継続的サービスの提供に努めるものとします。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとします。

- ① 名 称 養護老人ホーム ふれあい館
- ② 所在地 網走市大曲2丁目20番1号

(入所定員及び居室数)

第4条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の入所定員及び居室数は次のとおりとします。

- ① 養護老人ホームの定員 50 名のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は 30 名までとします。
- ② 居室数 50 室のうち、特定施設入所者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は 30 室までとします。

第 2 章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。

- (1) 施設長(管理者) 1名(常勤職員、兼務可)
施設職員の管理、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の利用申込みに係る調整、業務実施状況の把握その他管理を一元的に行います。
- (2) 生活相談員 1名(常勤職員、兼務可)
入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、入居者の社会生活に必要な支援を行います。
- (3) 看護職員 1名以上(常勤職員、兼務可・非常勤職員、兼務可)
入居者の日常的な健康管理を行うとともに、関係医療機関との連絡調整を行います。
- (4) 介護職員 10名以上(常勤職員、兼務可・非常勤職員、兼務可)
特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたり入居者の心身の状況等を的確に把握し、入居者に対し、適切な介護を行います。但し、要介護者等のサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の入所者にサービスの提供を行います。
- (5) 機能訓練指導員 1名(常勤職員、看護職員兼務可)
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
- (6) 計画作成担当者 1名(常勤職員、兼務可)
特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を行います。
- (7) 事務員 必要数
経理事務、労務事務及び施設庶務を行います。

第3章 入居者に提供するサービス内容及び利用料その他の費用の額

(特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。

- (1) 入浴・・・一週間に二回以上、心身状況に応じ、適切な方法により入浴又は清拭をします。
- (2) 排せつ・・・入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。
- (3) 食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (4) 日常生活動作の機能訓練
- (5) 健康チェック、健康に関する助言
- (6) 相談、援助

(手続きの説明並びに契約の締結)

第7条 施設はサービスの開始に際してあらかじめ、入居予定者又はその家族に対し、運営管理規定の概要、職員の勤務体制、利用料の額及び改定の方法その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契

約を締結するものとします。

- 2 施設は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始にあたり、介護保険被保険者証により被保険者証資格、認定状況、有効期間を確認するものとします。
- 3 施設は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始にあたり、要介護認定を受けていない入居者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとします。

(特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第 8 条 施設は、正当な理由なく入居者に対する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならないものとします。

- 2 施設は、入居申込者または入居者(以下、「入居者等」という。)が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難と認められた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じるものとします。
- 3 施設は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、入居者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めるものとします。
- 4 施設は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している施設の名称を、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、入居者の介護保険被保険者証に記載することとします。

(特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第 9 条 施設は、入居者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等入居者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行います。

- 2 施設は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
- 3 施設は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、入居者又はその家族から求められたときは、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- 4 施設は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- 5 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 施設は、自らその提供する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

(特定施設サービス計画の作成)

第 10 条 施設の計画作成担当者は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明

らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。

- 2 施設の計画作成担当者は、入居者又はその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びに、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画を作成します。
- 3 施設の計画作成担当者は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成にあたっては、その原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得るものとします。
- 4 施設の計画作成担当者は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成した際には、当該特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画を入居者に交付するものとします。
- 5 施設の計画作成担当者は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画成立後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の変更を行います。

(相談及び援助)

第11条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、入居者の社会生活に必要な支援を行います。

(特定施設入居者生活介護の利用料等)

第12条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設におけるサービスが法定受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、その入居者からの利用料の一部として、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該施設に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しない特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際にその入居者から支払いを受ける利用料の額と、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 施設は、前2項の他、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1)理髪サービス(実費(理髪業者への支払い代金))
 - (2)レクリエーション、クラブ活動に要する費用(実費)
 - (3)クリーニング代金(実費)
 - (4)その他日常生活上必要となる諸費用で法令等に照らして利用者が負担することがふさわしいと判断される料金。

5 前項の費用に支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文

書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(介護給付の請求のための証明書の交付)

第 13 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付します。

第 4 章 入居者が他の居室に移る場合の条件および手続

(居室の変更及び手続)

第 14 条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、居室を変更することができる。但し、居室を変更する必要が認められた場合は、施設と入居者又はその家族と協議の上決定します。

- (1) 入居者の身体機能の低下等のため、居室の変更が適当と認められたとき。
- (2) 前号のほか、居室の変更が必要と認められる時。

第 5 章 施設の利用にあたっての留意事項

(衛生保持)

第 15 条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために、施設に協力しなければならない。

(禁止行為)

第 16 条 入居者は、施設内で次の行為をしてはいけません。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火器を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (5) 故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを居室内又は施設外に持ち出すこと。

(入居者に関する市町村への通知)

第 17 条 施設は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を受けている入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとします。

- (1) 正当な理由なしに特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(外泊及び外出について)

第 18 条 入居者外出、外泊は、その都度出発時間、外出、外泊先、用件、帰所予定日時を管理者に届け出て、その承認を得るものとする。

第 6 章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第 19 条 施設職員は、現に特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ当該施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに管理者へ報告する。

第 7 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 20 条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する計画を作成し、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に周知するとともに、年2回定期的に避難・救出等必要な訓練を行います。

第 8 章 その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第 21 条 管理者は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとします。
2 管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めるものとします。

(掲示)

第 22 条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営管理規定の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとします。

(秘密保持等)

第 23 条 施設職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 施設は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、施設職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべく、必要な措置を講じるものとします。
3 施設は、サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いる場合は入居者又はその家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとします。

(地域との連携)

第 24 条 施設は、地域住民又はその活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとします。

(苦情処理)

- 第 25 条 施設は、提供した特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとします。
- 2 施設は、前項の苦情を受け入れた場合には、当該苦情の内容等を記録することとします。
 - 3 施設は、提供した特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとします。
 - 4 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとします。
 - 5 施設は、提供した特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る入居者からの苦情に関して北海道国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、北海道国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
 - 6 施設は、北海道国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を北海道国民健康保険団体連合会に報告するものとします。

(事故発生時の対応)

- 第 26 条 施設は、入居者に対する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、総合振興局、市町村、当該入居者の家族及び当該関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

(損害賠償)

- 第 27 条 施設は、入居者に対する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。
- また、入居者が施設建物、備品等に対して損害を与えた場合には、原状復帰又は損害賠償をするものとする。

(会計の区分)

- 第 28 条 施設は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護とその他の事業の会計を区分するものとします。

(記録の整備)

- 第 29 条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備することとします。
- 2 施設は、入居者に対する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存する。
 - 3 施設は、入居者に対する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

(身体拘束に関する事項)

第30条 施設は、入居者または他の入居者の生命又は身体の保護するために緊急止むを得ない場合に身体拘束を行う場合には、予め書面による家族との合意に加え、身体拘束廃止委員会の承認のもとに行うものとし、そのことについて記録し、施設に設置する身体拘束廃止委員会に報告するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第31条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 施設職員に対する虐待防止の啓発、普及するための研修の実施

(職員の就業規則及び給与規定等)

第32条 職員に対しては、この規定によるほか、社会福祉法人 網走福祉協会の定めた就業規則、給与規定、退職共済給付規定等を適用する。

(教育研修)

第33条 施設は、職員の資質の向上を図るため内部研修及び外部研修の機会を設けるものとします。

(補則)

第34条 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要な事項については社会福祉法人網走福祉協会と施設の管理者との協議に基づいて定めるとします。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。